

The Japan Society for History Textbook (JSHT)

2019 年より国連経済社会理事会特別協議資格 NGO

住所: 日本 〒112-0005 東京都 文京区 水道 2-6-3 -203

TEL: +81 3-6912-0047 FAX: +81 3-6912-0048

<http://www.tsukurukai.com/e>

自由権規約委員会

136 セッション(2022 年 10 月 10 日 Oct 2022 – 11 月 4 日)

日本

NGO レポート

2022 年 5 月 11 日

自由権規約第 20 条に関する問題

日本人に対するヘイトスピーチ解消法の制定を

1. 関連する自由権規約と日本政府報告書(CCPR/C/JPN/7)のパラグラフ

- 自由権規約 20 条 2 項

差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。

- 日本政府報告書(CCPR/C/JPN/7)

パラグラフ 16、20、22、27、28

2. まとめ

2016 年に制定された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」“Act on the Promotion of Efforts to Eliminate Unfair Discriminatory Speech and Behavior against Persons Originating from Outside Japan”は、ヘイトクライムを規制する法律であるが、重大な欠陥がある。即ちその保護の対象が「本邦外出身者」に限定されることである。ここでは、「本邦外出身者」=少数派=被害者、「日本人」=多数派=加害者という図式が前提とされており、日本人(多数派)がヘイトクライム被害者になりうる可能性は全く考慮されていない。しかし、ヘイトクライムは、特定の属性を

持つ個人・集団に対する偏見・憎悪が元となるものである。少数派が多数派に対して、偏見・憎悪を持たないという保証は全くない。ヘイトクライムに関して、少数派・多数派といった前提に立つことそのものが誤りである。

この法律の欠陥を早急に是正することが必要である。自由権規約委員会には、当該法律の是正勧告を強く要請する。

3. 問題の背景と現状

ヘイトクライムとは、人種、民族、宗教、性的指向などに係る、特定の属性を持つ個人や集団に対する偏見や憎悪が元で引き起こされる、嫌がらせ、脅迫、暴行等の犯罪行為を指す。こうしたヘイトクライムに対する法的規制として、日本でも 2016 年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、ヘイトスピーチ解消法）が制定された。

しかしこの法律には重大な欠陥がある。それは、ヘイトクライムから保護される対象となるのは「本邦外出身者」のみであり、「本邦外出身者」以外、即ち日本人に対するヘイトクライムは全く規制されないという欠陥である。つまり、「日本人」に対しては、どのようなヘイトクライムを行っても何ら規制を受けず、罰則も課されないのである。その盲点について、堂々と日本人に対するヘイトクライムが行われる可能性は否定しきれない。言い換えれば、日本人に対するヘイトクライムは野放しとなるということである。

こうした法律が制定された背景には、「本邦外出身者」＝少数派＝被害者、「日本人」＝多数派＝加害者という対立構造が前提とされている。そのために、多数派（日本人）がヘイトクライム被害者になりうる可能性は全く考慮されていない。

しかし、ヘイトクライムは、特定の属性を持つ個人・集団に対する偏見・憎悪が元となるものである。少数派が多数派に対して偏見・憎悪を持たないという保証は全くない。当然、多数派（日本人）がヘイトクライム被害者になる可能性は十分にあり得る。「本邦外出身者」（いわゆる少数派）だけを保護すればよいという発想自体、誤った固定観念に基づいていると言わざるを得ない。そもそも、ヘイトクライムに関して、少数派・多数派といった前提に立つことそのものが誤りである。

自由権規約 20 条 2 項には、「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」と謳われている。ここで、少数派・多数派と言った区別は見られない。にもかかわらず、スピーチ解消法で保護するのは「本邦外出身者」のみに限定されているのである。これは明らかに、自由権規約第 20 条 2 項に違反している。

この欠点を補うために、附帯決議なるものは存在している。

【衆議院附帯決議】

一 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。

【参議院附帯決議】

1 第 2 条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。

しかしこの附帯決議は非常にまわりくどい表現となっている。なぜヘイトスピーチ解消法で保護される対象は「全ての人間」であると直截的に表現しないのか。

またこうした附帯決議があることすら一般には周知されていない。そのため、この決議がどこまで尊重されるのかは不透明である。「附帯」である故に、非常に軽い扱いとなり、あくまでも「参考」程度、或いは完全に無視されるという扱いにもなりかねない。

附帯決議などではなく、ヘイトスピーチ解消法で保護されるのは、「全ての人」が対象であることを明記し条文化すべきである。具体的には、現行のヘイトスピーチ解消法の「本邦外出身者」の制限を外し、「全ての人」と書き直すべきである。

4. 結論

(1) 日本政府には以下のことを要請する。

日本人に対するヘイトクライムを取り締まり、罰則化する法律を制定すること。具体的には現行のヘイトスピーチ解消法にある「本邦外出身者」を「全ての人」に改め、他の文言についても整合性を持たせた記述に書き換えることである。

(2) 自由権規約委員会には以下のことを要請する。

日本政府に、ヘイト解消法の「本邦外出身者」から、「全ての人」を対象とした文言に全面的に書き直すよう勧告すること。

以上